

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和5年6月分

訟延事務室統計係

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計		
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済	
総 数		237	218	239	694		352	288	278	918		18	585	693	667	1963	3938	3697
民 事 総 数		205	189	203	597		288	242	226	756		1	512	569	582	1664	3380	3248
特別上告(テ)		2	2	2	6		3	3	1	7			2	2	3	7	35	37
うち少額異議								(1)		(1)							(3)	(3)
上告(オ)	(旧法)																	
	(新法)	62	57	63	182		83	65	43	191			168	194	192	554	1035	984
	(並行)	(54)	(53)	(58)	(165)		(68)	(59)	(37)	(164)			(152)	(181)	(176)	(509)	(905)	(851)
上 告 受 理	(受)	80	70	76	226		104	74	57	235			224	254	259	737	1284	1218
	(並行)	(54)	(53)	(58)	(165)		(68)	(59)	(37)	(164)			(153)	(181)	(176)	(510)	(905)	(852)
	(受理決定)												(1)			(1)	(3)	(7)
再審(訴訟)(ヤ)			1		1		1	1	1	3			1	1	1	3	6	5
特別抗告(ク)		46	41	47	134		34	36	56	126		1	57	49	48	155	716	704
	(並行)													(1)	(1)	(2)	(1)	(1)
許可抗告(許)			1		1								6	5	4	15	10	7
再審(抗告)(ヤ)		7	11	8	26		43	55	50	148			42	51	58	151	162	168
民 事 雑(マ)		8	6	7	21		20	8	18	46			12	13	17	42	132	125
行 政 総 数		32	29	36	97		64	46	52	162		17	73	124	85	299	558	449
特別上告(行テ)																		
上告(行ツ)	(旧法)																	
	(新法)	12	11	13	36		20	12	15	47		17	22	42	29	110	216	169
	(並行)	(11)	(11)	(9)	(31)		(17)	(10)	(10)	(37)			(20)	(40)	(24)	(84)	(169)	(124)
上 告 受 理	(行ヒ)	12	12	14	38		22	11	16	49			32	54	36	122	234	175
	(並行)	(11)	(11)	(9)	(31)		(17)	(10)	(10)	(37)			(20)	(40)	(25)	(85)	(169)	(123)
	(受理決定)								(1)	(1)					(1)	(1)	(3)	(4)
再審(訴訟)(行ナ)																		
特別抗告(行ト)		2	3	4	9		2	2	5	9			2	3	3	8	40	37
	(並行)		(1)		(1)									(1)		(1)	(2)	(1)
許可抗告(行フ)			1		1									1		1	2	1
再審(抗告)(行ナ)		4		3	7		18	16	13	47			16	20	14	50	45	50
行政 雑(行ニ)		2	2	2	6		2	5	3	10			1	4	3	8	21	17

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和5.7.20 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[] 数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和5年6月分

事件別	新受・既済・未済別 法廷別	新					既					未					1月からの累計	
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済
総数			108	131	120	359		106	106	84	296		(51) 143	(45) 175	(58) 188	(154) 506	1858	1815
訴訟事件	総数		53	49	55	157		48	44	37	129		(51) 121	(45) 119	(58) 144	(154) 384	795	783
	第一審判決に対するもの																	
	うち裁判員関与																	
	控訴審判決に対するもの		53	49	55	157		48	44	37	129		(51) 121	(45) 109	(58) 131	(154) 361	772	783
	うち裁判員関与		2	4	9	15		2	1	1	4		(12) 14	(14) 16	(25) 26	(51) 56	64	49
非常上告													10	13	23	23		
再審																		
訴訟事件以外の事件	総数		55	82	65	202		58	62	47	167		22	56	44	122	1063	1032
	再審請求			3		3			1		1		1	6	3	10	17	15
	上告受理申立て		1	1		2		1			1			1		1	9	9
	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告				1	1									1	1	1	
	判決訂正申立て		2			2		1			1		1			1	5	4
	特別抗告申立て		30	26	34	90		30	31	26	87		11	14	20	45	467	466
	医療観察再抗告		2	2	2	6		3		2	5			3	1	4	22	22
	費用補償請求			1		1								1		1	1	
	上訴費用補償請求のあったもの																	
	刑事補償請求			1		1								1		1	1	
	訴訟費用免除申立て		4	4	4	12		2	3	5	10		6	3	2	11	64	62
	刑事雑		16	44	24	84		21	27	14	62		3	27	17	47	476	454
	覆取の裁判の取消し上告事件																	

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	
		民事上告	総数		106	80	59
	判決						
	決定		106	80	59	245	
	その他						
民事受理	総数		126	85	73	284	
	判決				1	1	
	決定		126	85	71	282	
	その他				1	1	
刑事上告	総数		48	2	44	1	29
	判決		1	1			1
	決定		44	1	37	1	113
	その他		3	7	5	1	15

うち裁判員関与 うち裁判員関与 うち裁判員関与 うち裁判員関与 うち裁判員関与

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和5年6月分

法廷別	受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別							
			5 年	4 年	3 年	2 年	元 年	30 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内	5 年を 超える もの
民事上告	総 数	245	220	25					94	61	70	20				
	大 法 廷															
	第一小法廷	106	96	10					52	21	26	7				
	第二小法廷	80	72	8					19	25	29	7				
	第三小法廷	59	52	7					23	15	15	6				
民事受理	総 数	284	251	33					90	71	95	27	1			
	大 法 廷															
	第一小法廷	126	116	10					50	29	39	8				
	第二小法廷	85	74	11					15	25	35	10				
	第三小法廷	73	61	12					25	17	21	9	1			
刑事上告	総 数	129	125	3		1			35	77	13	2	1			1
	うち裁判員関与	4	3			1			1	1	1					1
	大 法 廷															
	うち裁判員関与															
	第一小法廷	48	46	1		1			14	27	5		1			1
	うち裁判員関与	2	1			1				1						1
	第二小法廷	44	43	1					14	22	7	1				
	うち裁判員関与	1	1								1					
	第三小法廷	37	36	1					7	28	1	1				
うち裁判員関与	1	1						1								